

上川町地場産品ブランド化事業業務委託仕様書

1 業務名

上川町地場産品ブランド化事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、上川町におけるアイヌ文化を尊重し、その歴史、自然、人々の想い、伝統的な文様や工芸技術等を活かした地場産品のブランド化を図ることを目的とする。

上川町アイヌの文様デザインや各種工芸品等について、他地域との差別化を図るとともに、商品の開発・展開、販路の創出、販売方法の検討を行い、上川町アイヌ文化への理解促進及び地域産業の振興につなげるものとする。

また、アイヌ文様等がアイヌの方々の意にそぐわない形で使用されることを防ぐため、文様デザインの取扱いに関するルールや仕組みの検討を行い、持続可能で次世代につながる取組の構築を目指す。

3 業務の背景

上川町では、アイヌ文化の保存、継承及び理解促進を図るとともに、アイヌ文化を活かした観光及び産業の振興を推進している。

本事業では、上川町アイヌの文様デザインを活用した商品の開発や、既存工芸品等の販路確保を行うとともに、文様デザインの取扱いを明確化することにより、上川町アイヌ文化の価値を適切に伝えるブランドづくりを行う。

商品を購入する人が、単に物を買うだけでなく、上川町のアイヌ文化、歴史、自然、人々の想いに触れ、「文化を応援し、守る」という意識を持てるような仕組みづくりを目指す。

4 履行期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

5 業務実施場所

上川町内一円

ただし、打合せ、調査、販路開拓、イベント出展、関係事業者との協議等に必要な場合は、町外での実施も可とする。

6 業務内容

受託者は、町及び関係団体等と協議のうえ、次の業務を実施するものとする。

(1) 上川町アイヌ文化を活かしたブランドコンセプトの構築

- 上川町アイヌ文化、地域資源、既存工芸品、観光資源、地場産品等の現状を把握すること。
 - 上川町らしさ、上川町アイヌ文化らしさを整理し、他地域との差別化を図るブランドコンセプトを検討すること。
 - 「物語」をキーワードとして、商品の背景にある歴史、自然、人々の想い、文化的価値を伝えるブランドストーリーを作成すること。
 - ブランド名、ブランドメッセージ、展開方針等について提案すること。
- (2) 関係者への意見聴取及び協議支援
- 上川アイヌ協会、一般社団法人ペニウングル、町内事業者、観光関係者、宿泊事業者、販売事業者等へのヒアリングを行うこと。
 - 必要に応じて、外部有識者、デザイナー、商品開発や販路開拓に知見を有する者から意見を聴取すること。
 - 意見聴取の結果を整理し、ブランド化、商品開発、販路創出、文様デザインの取扱いに反映すること。
 - 会議、意見交換会等を実施する場合は、資料作成、進行補助、記録作成を行うこと。
- (3) 商品の企画・開発及び試作品の作成
- 上川町アイヌの文様デザインや地域資源を活用した新たな商品の企画提案を行うこと。
 - 既存の工芸品等について、販売しやすさ、価格、デザイン、パッケージ、説明資料等の観点から改善提案を行うこと。
 - 新たな商品開発の一例として、ガラス工芸等にアイヌ文様を用いた商品など、上川町らしさを活かした商品の検討を行うこと。
 - 町及び関係者と協議のうえ、試作品を作成すること。
 - 試作品について、関係者、販売事業者、観光事業者等から意見を聴取し、商品化に向けた課題を整理すること。
- (4) アイヌ文様デザインの取扱いに関する検討
- 上川町アイヌの文様デザインを活用した商品の開発及び展開にあたり、文様デザインの適正な取扱いについて検討すること。
 - アイヌの方々の意にそぐわない使用を防ぐため、使用手続き、確認体制、使用範囲、表示方法、監修、使用料等の考え方を整理すること。
 - 作成者や関係者に適切なインセンティブが入る仕組みについて検討すること。
 - 必要に応じて、文様デザイン取扱指針、確認フロー、申請様式案等を作成すること。
- (5) 販路創出及び販売方法の検討
- 町内外における販売先候補を調査し、販路創出に向けた提案を行うこと。
 - ホテル、観光施設、土産品販売店、イベント、オンライン販売等を含め、販売方法の検討を行うこと。

- 町内の宿泊事業者、観光事業者、販売事業者等との意見交換を行い、販売可能性を整理すること。
 - ふるさと納税返礼品、観光体験プログラムとの連動など、将来的な販売展開について提案すること。
 - 「体験、共感、購入、応援」のサイクルを意識した販売・情報発信の仕組みを検討すること。
- (6) 町外イベント等への出展支援
- 町外イベント、商談会、観光PRイベント等への出展可能性を検討すること。
 - 出展する場合は、出展内容、展示方法、販売方法、説明資料、アンケート等を企画すること。
 - イベント等で得られた来場者や販売関係者の反応を整理し、今後の商品改良や販路開拓に反映すること。
- (7) 情報発信及びPR方針の提案
- 開発商品やブランドの魅力を伝えるためのPR方針を検討すること。
 - 商品説明文、ブランドストーリー、店頭掲示用説明文、WEB掲載用文章等を作成すること。
 - 上川町アイヌ文化への理解促進につながる表現となるよう、文化的背景や関係者の想いを丁寧に伝える内容とすること。
- (8) 成果の取りまとめ
- 本業務の実施内容、調査結果、意見聴取結果、開発商品、試作品、販路検討結果、文様デザイン取扱いの検討結果等を報告書として取りまとめること。
 - 次年度以降の事業展開に向けた課題及び提案を整理すること。
 - 成果目標である開発商品数の達成状況を確認できる資料を作成すること。

7 成果品

受託者は、業務完了時に次の成果品を提出するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) ブランドコンセプト及びブランドストーリー案
- (3) 商品企画書
- (4) 試作品及び試作品に関する説明資料
- (5) 販路創出・販売方法検討資料
- (6) アイヌ文様デザイン取扱いに関する整理資料
- (7) 関係者ヒアリング及び意見交換会等の記録
- (8) PR用文章、商品説明文等の原稿データ
- (9) その他、町が必要と認める資料

提出形式は、紙媒体1部及び電子データ一式とする。電子データは、編集可能な形式及びP

DF形式により提出するものとする。

8 業務実施体制

受託者は、本業務を円滑かつ確実に実施できる体制を整えるものとする。

また、アイヌ文化、地域ブランディング、商品開発、販路開拓、デザイン、知的財産、観光又は地域産業振興に関する知見を有する者を必要に応じて配置し、業務を実施すること。

9 打合せ

受託者は、業務着手時、中間時、成果取りまとめ時のほか、町が必要と認める場合に打合せを行うものとする。

打合せを行った場合は、速やかに記録を作成し、町の確認を受けること。

10 関係団体等との調整

本業務の実施にあたっては、上川アイヌ協会、一般社団法人ペニウングル、町内事業者、観光関係者、販売事業者等との連携が重要であることから、受託者は町と十分に協議しながら、丁寧な調整を行うものとする。

特に、アイヌ文化、文様、伝統工芸、儀式、伝承等に関する内容を取り扱う場合は、関係者の意向を尊重し、誤解や不適切な表現が生じないように十分留意すること。

11 著作権等

本業務により作成した成果品の著作権、使用権その他の権利の取扱いについては、町と受託者が協議のうえ定めるものとする。

ただし、アイヌ文様、デザイン、写真、イラスト、文章、商品名等について、第三者の権利を侵害しないよう、受託者の責任において必要な確認及び調整を行うこと。

また、アイヌ文様デザイン等の使用にあたっては、関係者の意向を尊重し、必要な承諾、監修、確認等を行うものとする。

12 個人情報及び秘密の保持

受託者は、本業務の実施により知り得た個人情報、関係団体、事業者、商品開発、販売計画等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

13 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

ただし、業務の一部について、専門的知見を有する者等に再委託する必要がある場合は、あらかじめ町の承認を得るものとする。

14 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、町と受託者が協議のうえ決定するものとする。